

令和7年第4回
美唄市議会定例会会議録
令和7年12月12日(金曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

1 議案第56号 美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件
[総務・文教]

2 議案第57号 美唄市議会議員及び美唄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件
[総務・文教]

3 議案第58号 美唄市民会館管理条例の一部改正の件 [総務・文教]

4 議案第59号 美唄市立公民館条例の一部改正の件 [総務・文教]

5 議案第60号 美唄市営温水プール条例の一部改正の件 [総務・文教]

6 議案第61号 美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件 [総務・文教]

7 議案第62号 サン・スポーツランド美唄条例の一部改正の件
[総務・文教]

8 議案第63号 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄条例の一部改正の件
[総務・文教]

9 議案第64号 美唄市営野球場条例の一部改正の件 [総務・文教]

10 議案第65号 美唄市営陸上競技場条例の一部改正の件 [総務・文教]

11 議案第66号 美唄市営弓道場条例の一部改正の件 [総務・文教]

12 議案第67号 美唄市体育センター条例の一部改正の件 [総務・文教]

13 議案第68号 美唄市総合体育館条例の一部改正の件 [総務・文教]

14 議案第69号 美唄市火災予防条例の一部改正の件 [総務・文教]

15 議案第77号 指定管理者指定の件(美唄市体育センター、美唄市営弓道場)
[総務・文教]

16 議案第99号 契約締結の件(総合体育館空調設備改修工事)
[総務・文教]

17 議案第70号 美唄市印鑑条例の一部改正の件 [産業・厚生]

18 議案第71号 美唄市総合福祉センター条例の一部改正の件 [産業・厚生]

19 議案第72号 美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
[産業・厚生]

20 議案第73号 美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
[産業・厚生]

21 議案第74号 美唄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件 [産業・厚生]

22 議案第75号 美唄市国営土地改良事業負担金等の賦課徴収に関する条例の一部改正の件 [産業・厚生]

| | | | |
|----|---|--------------|--|
| 23 | 議案第76号 美唄市都市公園条例の一部改正の件 [産業・厚生] | (美唄市南美唄福祉会館) | [産業・厚生] |
| 24 | 議案第78号 指定管理者指定の件 (美唄市峰延福祉会館) [産業・厚生] | 38 | 議案第92号 指定管理者指定の件 (美唄市総合福祉センター) |
| 25 | 議案第79号 指定管理者指定の件 (美唄市茶志内福祉会館) [産業・厚生] | | [産業・厚生] |
| 26 | 議案第80号 指定管理者指定の件 (美唄市光珠内福祉会館) [産業・厚生] | 39 | 議案第93号 指定管理者指定の件 (ピパオイの里プラザ) [産業・厚生] |
| 27 | 議案第81号 指定管理者指定の件 (美唄市東福祉会館) [産業・厚生] | 40 | 議案第94号 指定管理者指定の件 (美唄国設スキー場) [産業・厚生] |
| 28 | 議案第82号 指定管理者指定の件 (美唄市南福祉会館) [産業・厚生] | 41 | 議案第95号 令和7年度美唄市一般会計補正予算(第5号) [予算審査特別] |
| 29 | 議案第83号 指定管理者指定の件 (美唄市日東福祉会館) [産業・厚生] | 42 | 議案第96号 令和7年度美唄市下水道事業会計補正予算(第2号) [予算審査特別] |
| 30 | 議案第84号 指定管理者指定の件 (美唄市西美唄福祉会館) [産業・厚生] | 第3 | 議案第97号 美唄市教育委員会教育長任命の件 |
| 31 | 議案第85号 指定管理者指定の件 (美唄市中村福祉会館) [産業・厚生] | 第4 | 議案第98号 美唄市教育委員会委員任命の件 |
| 32 | 議案第86号 指定管理者指定の件 (美唄市茶志内中央福祉会館) [産業・厚生] | 第5 | 諮問第 1号 人権擁護委員候補者推薦の件 |
| 33 | 議案第87号 指定管理者指定の件 (美唄市東明西福祉会館) [産業・厚生] | 第6 | 諮問第 2号 人権擁護委員候補者推薦の件 |
| 34 | 議案第88号 指定管理者指定の件 (美唄市東4条福祉会館) [産業・厚生] | 第7 | 諮問第 3号 人権擁護委員候補者推薦の件 |
| 35 | 議案第89号 指定管理者指定の件 (美唄市開発福祉会館) [産業・厚生] | 第8 | 諮問第 4号 人権擁護委員候補者推薦の件 |
| 36 | 議案第90号 指定管理者指定の件 (美唄市癸巳福祉会館) [産業・厚生] | 第9 | 意見書案第15号 クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書 |
| 37 | 議案第91号 指定管理者指定の件 | 第10 | 意見書案第16号 OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書 |
| | | 第11 | 意見書案第17号 国立病院の機能強 |

化を求める意見書
第12 決議案第1号 美唄市中心市街地等
活性化調査特別委員会設置に関する
決議

◎出席議員（14人）

議長 谷村知重君
副議長 楠徹也君
1番 永森峰生君
2番 伊原潤司君
3番 江川いつみ君
4番 海銚則秀君
5番 古賀崇之君
6番 吉岡建二郎君
7番 本郷幸治君
8番 齋藤久美夫君
9番 山上他美夫君
10番 森明人君
11番 川上美樹君
13番 松山教宗君

◎出席説明員

市長 桜井恒君
副市長 土屋貴久君
総務部長 村上孝徳君
市民部長 児玉ゆかり君
保健福祉部長 谷村泰尚君
経済部長 佐藤剛司君
都市整備部長 荘司修君
市立美唄病院事務局長 藤井俊禎君
消防長 後藤博昭君
総務部総務課長 平野太一君
総務部総務課長補佐 上村名津美君

教育長 石塚信彦君
教育部長 杉本竜一君

選挙管理委員会委員長 中田礼治君
選挙管理委員会事務局長 堀澤宏史君

農業委員会会長 畑雄二君
農業委員会事務局長 五十嵐健太郎君

監査委員 福地英敏君
監査事務局長 高橋修也君

◎事務局職員出席者

事務局長 門田昌之君
次長 新宗晃君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

8番 齋藤久美夫君

9番 山上他美夫君

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序第1、議案第56号美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正の件ないし順序42、議案第96号令和7年度美唄市下水道事業会計補正予算(第2号)の以上42件

を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第56号ないし議案第69号、議案第77号及び議案第99号の以上16件について、川上総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長川上美樹君(登壇)

ただいま議題となりました、議案第56号美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件、議案第57号美唄市議会議員及び美唄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件、議案第58号美唄市民会館管理条例の一部改正の件、議案第59号美唄市立公民館条例の一部改正の件、議案第60号美唄市営温水プール条例の一部改正の件、議案第61号美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件、議案第62号サン・スポーツランド美唄条例の一部改正の件、議案第63号安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄条例の一部改正の件、議案第64号美唄市営野球場条例の一部改正の件、議案第65号美唄市営陸上競技場条例の一部改正の件、議案第66号美唄市営弓道場条例の一部改正の件、議案第67号美唄市体育センター条例の一部改正の件、議案第68号美唄市総合体育館条例の一部改正の件、議案第69号美唄市火災予防条例の一部改正の件、議案第77号指定管理者指定の件(美唄市体育センター・美唄市営弓道場)及び議案第99号契約締結の件(総合体育館空調設備改修工事)の以上16件について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月10日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第69号に対する質疑・答弁について申し上げます。

今回の条例改正で、林野火災に関する注意報を発することができる、「予防上注意を要すると認められるとき」というのは、具体的にどういう状態のときを想定されているのか。また、対象区域の中における火の使用制限はどのような行為が対象となるのか、との質疑に対し、林野火災注意報の発令基準は、国の基準に倣い、前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ、その前、30日間の合計降水量が30ミリ以下の場合、又は前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ乾燥注意報が発表されている場合となっている。また、火の使用の制限については、屋外での焼却行為、たき火、となっているほか、廃棄物処理法の例外とされている農事行為、祭りごとについても規制の対象となる、との答弁がありました。

次に、議案第58号から議案第68号に対する質疑・答弁について申し上げます。

減免について条例に加えることで、使用者の利便性が向上されるということだが、具体的に改正前と改正後では手続きがどう変わるのか、との質疑に対し、これまでの減免の手続きの運用については、規則で定められていることから、各施設で受け付けされた減免申請書は、教育委員会の決裁を経て、減免決定通知書により減免されることとなり、申請から減免まで時間を要していたが、この改正により、条例に減免後の使用料として規定することで、減免申請が不要となるものである、との答弁がありました。

次に、議案第77号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

指定管理者選定委員会における委員の評価について、項目によっては点数に倍ほどの開きがあるが、どういった要因によって差が出ているのか、との質疑に対し、選定委員会には、市役所内部の委員と外部の委員がいるため、個人差が出ているものであり、総合的に評価基準点を超えているため、問題はない、との答弁がありました。

次に、議案第99号に対する質疑・答弁について申し上げます。

委員会の参考資料では、入札の参加業者数や金額などの内容が記載されていないが、入札は適正に行われたのか、との質疑に対し、入札結果については、市のホームページに、建設工事の入札の結果として公表しており、金額についても記載している、との答弁がありました。

なお、議案第56号及び議案第57号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第56号ないし議案第69号、議案第77号及び議案第99号の以上16件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます、報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第70号ないし議案第76号、議案第78号ないし議案第94号の以上24件について、齋藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長齋藤久美夫(登壇)
ただいま議題となりました、議案第70号美唄市印鑑条例の一部改正の件、議案第71号美

唄市総合福祉センター条例の一部改正の件、議案第72号美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件、議案第73号美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件、議案第74号美唄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件、議案第75号美唄市国営土地改良事業負担金等の賦課徴収に関する条例の一部改正の件、議案第76号美唄市都市公園条例の一部改正の件、議案第78号指定管理者指定の件（美唄市峰延福祉会館）ないし議案第94号指定管理者指定の件（美唄国設スキー場）の以上24件について、産業・厚生委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第71号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

美唄市総合福祉センターの使用料の改定について、30%値上げしたと説明があったが、その根拠について、との質疑に対し、これまでは、夏の7月・8月及び冬の11月から3月までの期間において、冷暖房を使用するため、30%の加算金額を使用料に上乗せしていたが、今回新たに空調設備を整えたことにより、通年を通してエアコン及び暖房を利用できるようになったため、通年で30%上乗せした金額を使用料として設定した、との答弁がありました。

次に、議案第72号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

市内には、家庭的保育事業所は何件あるのか、との質疑に対し、現在のところ、事業申請がないことから、市内に家庭的保育事業所

はない、との答弁がありました。

次に、議案第73号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

市内には、アカシヤ幼稚園とめぐみ幼稚園があると思うが、過去に入園児の虐待等の事例はあったのか、との質疑に対し、幼保連携型の幼稚園は市内にはないところですが、幼稚園についてはアカシヤ幼稚園、めぐみ幼稚園があり、これまで、いずれの幼稚園においても虐待等の報告は受けていない、との答弁がありました。

次に、議案第74号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

制定の趣旨の中で、「月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を定める」としているが、「月一定時間までの利用可能枠」とは月に何時間が限度か、との質疑に対し、月の利用時間については、1人当たり月10時間が上限として定められている、との答弁がありました。

次に、議案第75号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

利率について、改正前は5%となっており、改正後は農林水産大臣の定める率とされているが、現在は何%か、との質疑に対し、利率については、毎年国債の利率を基準とし、2月頃農林水産大臣が定めている。直近の令和7年で、1.1%となっている、との答弁がありました。

次に、議案第76号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

負担の公平性や近隣市の料金水準の整合性を考慮したとのことだが、どの市を参考にし

たのか、との質疑に対し、参考にした市については、近隣の岩見沢市、三笠市、夕張市、砂川市、滝川市の5市、また北海道の条例を参考にした、との答弁がありました。

次に、議案第78号ないし議案第92号の以上15件に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

福祉会館の予算については、十分に運営委員会等々と協議し、あまり無理をかけない指定管理費にしていきたいと思うが、今後の考えについて、との質疑に対し、本市も財政状況が厳しい中ではあるが、今後については、安心して運営できる指定管理費の設定を目指し、内部で十分に協議を重ね、お互いに納得できる形にしていきたい、との答弁がありました。

なお、議案第70号、議案第93号及び議案第94号の以上3件に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第70号ないし議案第76号、議案第78号ないし議案第94号の以上24件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第95号及び議案第96号の以上2件について、齋藤予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長齋藤久美夫君（登壇） ただいま議題となりました、議案第95号令和7年度美唄市一般会計補正予算（第5号）及び議案第96号令和7年度美唄市下水道事業会計補正予算（第2号）について、予算審査特

別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月11日、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第95号については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第96号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきませうようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 これより、議案第56号ないし議案第69号、議案第77号及び議案第99号の以上16件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、**議案第56号美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件ないし議案第69号美唄市火災予防条例の一部改正の件、議案第77号指定管理者指定の件（美唄市体育センター、美唄市営弓道場）及び議案第99号契約締結の件（総合体育館空調設備改修工事）の以上16件**は、委員長報告のとおり

り**決定**されました。

これより、議案第70号ないし議案第76号、議案第78号ないし議案第94号の以上24件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、**議案第70号美唄市印鑑条例の一部改正の件ないし議案第76号美唄市都市公園条例の一部改正の件、議案第78号指定管理者指定の件（美唄市峰延福祉会館）ないし議案第94号指定管理者指定の件（美唄国設スキー場）の以上24件**は委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第95号について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。これより、討論を行います。

2番伊原潤司議員。

●2番伊原潤司議員（登壇） ただいまから、本年度補正予算第5号への反対の立場から、討論に臨ませていただきます。

私の本案件に対する反対の論点は、以下の2点に集約されます。

1点目は、美唄市が持つサービス制限条例との整合性という点。

もう1点は、この案件の出口戦略がどこにも

見当たらない、期限のない無限の対応ということになりかねないのではないかという切り口から、反対討論を進めさせていただきます。

空間支援だから条例外なのか。コアビバイへの700万円の公費投入の中身を改めて問わせていただきます。美唄市の商業施設コアビバイが、また一つ大きな議論の火種になっております。市は、建物内の空きテナントを借り上げるため、約700万円を補正予算に計上し、議会もこれを可決いたしました。市長や担当部局は、「コアビバイは市民生活の空間である。その空間を守るために市がスペースを借りるだけなので、サービス制限条例とは関係がない。」と説明をいたしております。一見すると、長年親しまれてきた買い物の場を守るためという最もらしい話に聞こえますが、しかし、その中身を少し丁寧に見ていくと、いくつもの疑問が浮かんでまいります。

第1に、お金の行き先であります。計上された約700万円は、協同組合コアびばいの空きテナントの家賃として支払われます。つまり、市民から集めた税金で民間ビルの空室分の家賃を埋めるという形になります。市が実際にやるのは、賑わいづくりのイベントを本格的に行うことではなく、中身の決まっていない空きスペースを4か月分まとめて借りることです。市民生活の空間を守るためという綺麗な言葉に変えても、民間ビルの経営リスクを一部市が肩代わりしている現実が変わりはございません。

第2に、サービス制限条例とは無関係だという市の理屈そのものが持つ危うさであります。サービス制限条例とは、簡単に言えば、「市税をきちんと納めていない人や事業者には特別

な支援や優遇措置はしません」というルールです。チャレンジサポートオフィス事業や開業新分野進出補助事業などでは、この条例に基づき、滞納があれば原則不支給という厳しい運用が続いてまいりました。小さな店や個人事業主には、まず納税と自助努力を求め、滞納が1円でもあれば門前払いされているはずであります。ところが、コアビバイについては、市民生活の空間だからこの条例とは関係ないと市はおっしゃいます。もし、この考え方を認めてしまえば、今後どんな民間施設でも市民の文化の場、市民交流の場と位置付けさえすれば、サービス制限条例の外側に逃がすことができてしまいます。気に入った相手には空間支援という名札を貼って救い、そうでない相手には条例を理由に冷たく断る。そんな二重基準の運用になってしまわないか。条例が本来守ろうとしてきたはずの、真面目に税を納めている市民や事業者との公平さはどこへ行ってしまうのでしょうか。自ら作った条例の解釈や補償の変更で、適用範囲を広げたり縮めたりすることは許容なりません。

第3に、本当に市民生活の空間を守ることが目的なら、議論すべき順番が逆転しているという点であります。コアビバイは、長年にわたり市民の買い物の場として親しまれてまいりました。ここが無くなれば、当該地区で買い物が不便になる高齢者などが出るのではないか。そうした心配は確かに理解しやすい指摘点ではあります。だからこそ本来は、どうやって買い物の場を守るかを広い選択肢の中で考えるべきだったはずですが。例えば、市有施設として位置付け、直すのか。公共空間として公募、指定管理に付すのか。別の場所も

含めて、買い物支援や移動販売などでカバーできないかといった具合に、空間そのものの位置付けや市民の買い物アクセスを軸に議論するのが筋であろうと考えます。ところが実際に出てきたのは、所有や運営は民間のまま、経営責任の整理もないまま、空きスペースの家賃だけを市が4か月分負担するという案でございました。これで、市民生活の空間を守ったと言えるのかどうかは改めて慎重に考える必要があらうかと存じます。補正予算の特別委員会で、美唄市長は「この700万円が無ければ、3月までのコアビバイの存続自体も危ぶまれる」とも述べられました。市長自ら、数か月先の存続すら危ないと認めているわけであり、それほど経営が厳しいのであれば、本来まず検討されるべきは、会社更生法や民事再生法、金融機関との話し合いによる私的整理など、民間として取り得る再建の方法であるはずで、借金をどう整理するのか、事業や床面をどうスリムにするのか。その上で、公と民の負担をどこで分けるのか。本来の議論の出発点はそこだったはずであります。しかし、現時点で、そうした再生スキームを市とコアビバイ側がどこまで話し合ったのかは見えてきません。貸借対照表や損益計算書といった帳簿を提示されず、債務整理の方針も示されないまま、まず、空き家賃700万円を市が負担するという話だけが先に進んでいるように思います。民間としての再建努力やリストラなど、債権者との調整を先に求めることなく、とりあえず年度末まで延命させるという順番が本当に妥当なのかは、やはり問われることが本筋であり、素通りであれば、市議会の存在意義がますますクローズアップされ

ることになろうと考えます。この姿勢は、市がこれまで小さな事業者に向けて取ってきた態度ともはっきりと対照的です。サービス制限条例を盾に、税をきちんと納めないなら、新分野進出の補助を出せないとして、滞納があれば一切指定しない。そんな厳しい顔と空間支援だから条例外だといって、特定の大型施設には700万円の延命策を用意する甘い顔、この二つの顔を市民はどう受け止めるでしょうか。市は、今回の支援効果について、市民の不安の解消だと説明しておられます。ただ、ここで言う不安が何を指すのかをはっきりいたしません。コアビバイが無くなってしまう不安なのか。中心部が寂れてしまう不安なのか。それをどれだけの市民が感じているのか。どんな方法で把握したのかといった具体的な根拠は示されておりません。しかも、市自ら700万円が無ければ、3月までの存続も危ういと認めるほど経営が悪化しているのであれば、その不安の現況は、コアビバイの収支や入居状況そのものにあるはずであります。再建策を詰めることなく、4か月分の空き家賃だけを公費で埋め、とりあえず3月までは大丈夫とする対応は不安の原因を直すというよりも、問題が表に出る時期を先送りしているだけではないでしょうか。コアビバイが長年、市民にとって大事な買い物場であったこと、それが失われれば不便を感じる人が出ることは誰もが理解できます。だからこそ、その気持ちに押される形で、ルールや話の筋を脇に置いたままの公費投入になっていないかどうか。今回は空間支援だから、サービス制限条例外という趣旨の説明は、単に一つの施設を守るかどうかの話に留まらず、美唄市がこれから

もルールを守りながら財政を運営していけるのか、その信頼にも関わる問題として、冷静に検証される必要があると存じます。知恵を絞った資金援助策かもしれませんが、実態は事実上、年度末までいくら資金が不足するとの訴えに耳をそろえて応じた現金給付、援助にほかならない。出口戦略が見えません。3月末でAコープコア店が完全撤退をいたします。さらに空間が増えることが既定である中で、その先はどのようなストーリーを描いていらっしゃるのでしょうか。

スエヒロの扱いについても、マスコミで報じられることとなった今、目くらましのような手法は、市民に許容を求めることの困難さを日々深刻にするだけだと思われまます。長く美唄に住む人は、業種を問わず、多くの民間企業の栄枯盛衰を目にし、今やこの業種もここだけになった、他所のまちへ出向かなきゃならなくなったという業種も増加しています。1万8,000人、あまねく市民が大きな不平等を感じることなく、市中枢の描く未来はバラ色であっても、市民に不信感と不安を抱かせる施策は受け入れることはできません。今後は、市政の選択肢を自ら狭め、あるいは減らすような浅慮は、一旦取り下げ、再検討を心から願うものです。何より、この救済策の建て付けでは終わりが明示されておらず、永遠に市費が投入され続ける構図しか浮かばないのであります。以上で、反対討論の訴求内容の全てでございます。

精査をいたしました。不適當な文言があったとすれば、お詫びをいたします。発言機会をいただき、誠にありがとうございました。以上です。

●議長谷村知重君 これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

ご異議がありますので、起立のより採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件を委員長報告のとおり決することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第95号令和7年度一般会計補正予算(第5号)**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第96号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第96号令和7年度美唄市下水道事業会計補正予算(第2号)**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、議案第97号美唄市教育委員会教育長任命の件ないし日程の第8、諮問第4号人権擁護委員候補者推薦の件の以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第97号美唄市育委員会教育長任命の件であります。

本件は、石塚信彦教育長が12月31日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会教育長として、引き続き、石塚信彦氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

次に、議案第98号美唄市教育委員会委員任命の件であります。

本件は、梅田志織委員が12月26日をもって任期満了となりますので、本市教育委員会委員として、引き続き、梅田志織氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、福地稔委員が令和8年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として、引き続き、福地稔氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、間島啓子委員が令和8年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として、引き続き、間島啓子氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規

定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、白井啓裕委員が令和8年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として、引き続き、白井啓裕氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第4号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、谷津良一委員が令和8年3月31日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として、引き続き、谷津良一氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第97号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第97号美唄市教育委員会教育長任命の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

この場合、ただいま教育長に任命同意となりました石塚信彦君から、発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

●教育長石塚信彦君(登壇) 発言のお許しを

いただきましたので、一言ご挨拶させていただきます。

ただいま本市議会定例会におきまして、教育長として美唄市議会の皆様のご同意をいただきました、石塚信彦でございます。

今日、子どもたちを取り巻く社会環境は、より複雑化し、厳しさを増す一方ではありますが、この厳しい環境をたくましく乗り越える力を身に付け、力強く社会を生き抜いていくことができる人に育つよう、学校、家庭、地域の方々などと連携し、地域社会と一体となった美唄市の教育を進めてまいりたいと考えております。このような考えの下で、市の教育の発展、充実に微力ではございますが、誠心誠意、努力してまいりますので、議員の皆様には何とぞご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第98号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり、これに同意することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第98号美唄市教育委員会委員任命の件**は、原案のとおり**同意**することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、諮問第1号については、別にご発言も無いようですので、諮問のとおり可と決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第1号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり**可と決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、諮問第2号については、別にご発言も無いようですので、諮問のとおり可と決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第2号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり**可と決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、諮問第3号については、別にご発言も無いようですので、諮問のとおり可と決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第3号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり**可と決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、諮問第4号については、別にご発言も無いようですので、諮問のとおり可と決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**諮問第4号人権擁護委員候補者推薦の件**は、諮問のとおり**可と決定**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第9、意見書案第15号クマ対策推進のために国の責任で予算

措置の拡充などを求める意見書ないし日程の第11、意見書案第17号国立病院の機能強化を求める意見書の以上3件を議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

意見書案第15号及び意見書案第16号の以上2件について、9番山上他美夫議員。

●9番山上他美夫議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第15号及び意見書案第16号の以上2件につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書

今年度、北海道内ではヒグマに関する被害が頻発し、2名の死者が出るという非常に痛ましい事故も発生しています。クマによる被害は、全国的にも10月末までに死者が12名と過去最多となっています。市街地や人家の周辺などで発生が多発しており、地域行事の中止や子どもの通学の送り迎えなど、市民生活全般に大きな影響を与えています。

そのような中、9月から改正鳥獣保護管理法が施行され、市町村において緊急銃猟制度が実施可能となりました。しかし、現制度ではハンターが安心して駆除に当たることが困難な状況であり、地域においてより円滑な実施が可能となるよう、必要な制度改善が求められます。また、クマ対策に必要な資材の購入費やハンター報酬の引き上げなどのために、財政支援を抜本的に強化することも必要です。

よって、国においては、制度が円滑に運用されるとともに、被害による地域経済への影

響を最小限にするため、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記

1 緊急銃猟に当たっては、市町村がハンターに委託し銃猟を行うが、ハンターのけが等は、その責任を持つ市町村が保険などにより補償するとされているものの、補償が十分でない場合には、ハンター自らが加入する任意保険に頼らざるを得ないなど、責任の重さに比べ、十分な措置が取られていないため、地方公務員法に基づく職員としての採用や、非常勤の特別職である嘱託職員とするなど、公務員としての身分を与え、公務災害を受けられるなどの処遇改善を図ること。

2 ヒグマが市街地に出没すること、また、警報などが発令されることにより地域のイベントが中止されるほか、小売店の営業時間が短縮されるなど、地域経済に与える影響が極めて大きいことから、ヒグマの市街地出没により地域経済に影響があった場合、その影響を鑑み、地域経済を活性化するための予算措置を講ずること。

3 指定管理鳥獣対策事業交付金については、緊急銃猟への対応を含め、予算を満額措置することができるように、予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年12月12日

北海道美唄市議会

OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、現役世代の保険料負担を軽減するためとして、「OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し」を盛り込みました。

OTC類似薬の保険適用除外が行われると、医師の診断ではなく患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられずに、重篤化することへの懸念が医師などからも指摘されています。

OTC類似薬が保険適用から除外されることについて、薬代の負担が大幅増となり治療を継続できない事態が起きかねないと、難病患者の家族や日本アトピー協会などから保険適用の継続が求められています。

この間、各市町村では子ども医療費の助成制度の対象年齢を引き上げてきており、本市でも、子ども医療費助成制度の対象年齢を18歳になる年度末日までに拡大するなど子どもたちの命と健康を守るための施策を強めてきました。しかし、これまで助成制度の対象になっていた処方薬がOTC類似薬の保険適用除外によって、市販薬を購入せざるを得ないようになれば、子育て世帯にとって大幅な負担増になります。日本小児科医会からは「保険適用除外は保護者の経済的負担を増し、少子化のなか『子育て支援』策として全国的に広がっている小児医療費の保護者負担軽減の方向に逆行し『子育て妨害』です」という指摘がされています。

国民の2人に1人がり患していると言われていた「花粉症」の患者や、1000万人を超えている「変形性膝関節症」の患者など、広範な患者の負担増にもなりかねません。

よって、政府は医療費削減ありきではなく、すべての国民が必要な医療を受けることができるように、OTC類似薬の保険適用除外を進めないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年12月12日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 次に意見書案第17号について、8番齋藤久美夫議員。

●8番齋藤久美夫議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第17号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国立病院の機能強化を求める意見書

戦後最悪といえる新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」と表記)の感染拡大によって、感染症対策のみならず、日本の医療体制のぜい弱さが浮き彫りとなりました。新型コロナに感染しても、受け入れる病院・病床・スタッフの不足等、医療体制のひっ迫

した状態が続き、療養施設や自宅待機を余儀なくされ、医療が必要にも関わらず、入院できないまま亡くなるという痛ましい事例も相次ぎました。まさに、「医療崩壊」の危機に直面する事態となりました。

さらに2024年1月に発生した能登半島地震など、頻発する災害発生時の医療体制の強化も求められています。

国民の命と健康を守るのは国の責務です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」と表記）が新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たせるよう機能強化をすることが、地域医療を守り、充実させることに繋がります。

2025年第217回通常国会では「国立病院の機能強化を求める請願」が衆参両議院本会議において全会一致で採択されました。

国立病院を機能強化し、憲法第25条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう、以下の事項を強く要望するものです。

記

1 国民の命を守るセーフティネットとしての役割を確実に果たし、地域医療の充実を図るため、国立病院を機能強化すること。

2 全国ネットワークをいかし、国立病院が新興感染症や災害医療対策において十分な役割を発揮できるよう対策を講じること。

3 第217回通常国会での請願採択を踏まえ、具体的対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和7年12月12日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、意見書案第15号ないし意見書案第17号の以上3件については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第15号クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書ないし意見書案第17号国立病院の機能強化を求める意見書の以上3件**は、原案のとおり**可決**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第12、決議案第1号美唄市中心市街地等活性化調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

8番齋藤久美夫議員。

●8番齋藤久美夫議員（登壇） ただいま議題

となりました、決議案第1号美唄市中心市街地等活性化調査特別委員会設置に関する決議について、お手元の案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

美唄市中心市街地等活性化調査
特別委員会設置に関する決議

(委員会の設置)

1 本市議会に、美唄市中心市街地等活性化調査特別委員会を設置する。

(設置の目的)

2 本委員会は、中心市街地等に係る事業に関して、市民生活に影響が及ぶことがないよう、計画、経過、課題等について調査審議を行い、本市中心市街地等の活性化を進めることを目的とする。

(調査事項)

3 本委員会の調査事項は次のとおりとする。
(1) 中心市街地等の事業に関する計画、経過、課題等について
(2) 中心市街地等の活性化に向けた市民、関係団体等との連携について
(3) 国、関係機関等との連携について
(4) その他委員会が必要と認めた事項について

(委員の定数)

4 本委員会の委員定数は14人とする。

(調査期間と閉会中の調査)

5 本委員会は、閉会中も調査を行うことがで

きることとし、議会において調査終了を議決するまで委員会を継続存置する。

(経費)

6 本委員会の調査に要する経費は、議長の承認を得て支出する。

上記決議する。

令和7年12月12日

美唄市議会

以上、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、決議案第1号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**決議案第1号美唄市中心市街地等活性化調査特別委員会設置に関する決議**は、原案のとおり**可決**されました。

ただいま設置されました、美唄市中心市街地等活性化調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、永森峰生議員、伊原潤司議員、江川いつみ議員、海鉾則秀議員、古賀崇之議員、吉岡建二郎議員、本郷幸治議員、齋藤久美夫議員、山上他美夫議員、森明人議員、川上美樹議員、楠徹也議員、

松山教宗議員、谷村知重
の以上14人の議員を指名いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付託され
ました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、令和7年第4回美唄市議会定
例会は閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

午前11時00分 閉会

